

食品表示一元化検討会 意見交換会：公益財団法人 日本健康栄養食品協会

当協会は、健康食品、特定保健用食品、栄養機能食品、特別用途食品などの製造、販売に関わる企業が主な会員ですが、大手企業だけでなく多くの中小食品企業の方々も会員となっています。このような会員を抱える協会として、栄養表示の義務化について、以下の意見を表明いたしますので検討をお願いいたします。

#### 論点 2-1 について

考え方 2-1-3 に、消費者が関心を持っている事項を増やすなどがありますが、消費者の関心が深い健康食品、特に錠剤・カプセル形状食品の表示については、一般の食品に求める義務表示だけでは、十分とは言えないと考えます。そこで、健康食品について消費者に適切な情報提供をするためには、製品に含有する主たる栄養成分名と含有量、適切な摂取目安量、注意喚起事項など健康食品として備えておくべき特性項目の表示の検討をお願いいたします。

#### 論点 2-2 について

考え方 2-2-3 に、包装容器以外の媒体を活用した表示を認めるかどうかとありますが、消費者が製品を購入する際に選択の基本情報である包装容器の表示以外に消費者に適正な情報を提供するためには、企業のお客様相談窓口、ホームページ（行政、企業、協会等）やアドバイザースタッフの活用等様々な手段が考えられる。この際に備えておくべき情報提供の項目やアドバイザースタッフのあり方などの検討をお願いいたします。

#### 論点 3 について

考え方 3-1 に、義務表示の対象になっていない販売形態について、表示の義務付けを検討するよりも業界団体がガイドラインを策定し、自主的取り組みを促進することが重要とありますが、その通りで、法整備がされていない「いわゆる健康食品」について義務表示だけではなく、表示の自主基準を作成し、自主的取り組みを促進することが重要と考えます。ただし、業界の自主規制だけでは、その実効性が高くなりにくいので、公正競争規約の運用により国が何らかの関与をするような支援体制をお願いいたします。

#### 論点 5 について

栄養表示の義務化は消費者に対して食品に関する必要な情報が提供されること

で、消費者の合理的な食品選択の幅を拡げ、自主的な管理による健康の保護・増進に役立つものと考えますが、一方では食品事業者に定期的な栄養成分の分析実施や含有量の製造管理をより強化することなど、これまで以上の負担を発生させることとなります。そのため、義務化する場合には、事業者とりわけ中小事業者に過度の負担がかからないように中間論点整理にも記載されている以下の点について要望いたします。

- ① 義務化に当たっては、考え方5-2-2に記載されているように、当初より5成分全てを義務化するのではなく、日本人の食生活で最も注意が必要なエネルギーと食塩相当量の2成分とし、残りは任意表示とすることを願います。そして現在は「栄養表示を行う場合には、5成分を表示するなどの栄養表示基準にしたがうこと」とされておりますが、要望しました2成分以外の3成分につきましては、事業者が任意に選択して表示ができるように、事業者の自主的な取り組みによるものとしていただきたい。
- ② 表示値の設定について、栄養成分の計算値による表示ですが、これまでも認められて使用されてきた実態があるため、考え方5-3-1に記載されている通り、合理的な根拠がある場合には、栄養成分の計算値による表示は、引き続き認めるべきであり、実際の分析値ではなく計算値で求められたという値の性格上、計算値である旨を明示することにより誤差範囲が一定の範囲に入っていなくてもよいとすることを要望します。
- ③ 健康食品業界では、食品形態が錠剤、カプセル形状等のものも多く、その場合には1単位あたりの栄養成分の含有量が通常の食品形態のものに比較して微量となり、実サンプルの分析において分析値が許容値を逸脱する可能性もあります。そのため、考え方5-3-3に記載のように、栄養的に意味がないと考えられる量までの範囲で、低含量成分の誤差の許容範囲の拡張を要望します。同様に考え方5-3-2に記載しているように、誤差の許容範囲の設定として過剰摂取を防ぐための「上限のみとする」ことや必要量摂取のための「下限のみ」等の検討もお願いいたします。
- ④ 考え方5-3-4の「幅表示」については、原料が天然物由来であるものや賞味期限の長い加工食品での経時変化による栄養成分量変化にも対応できることなども考慮し、これまでと同様、引き続き認めるようお願いいたします。

- ⑤ 義務化の制度導入について 2 点要望いたします。1 点目は制度導入までの準備期間についてです。義務化へ対応するためには、製品の栄養成分分析そしてその解析に基づく表示内容の決定に続き、包装用資材の印刷等などの用意を含め、実際に製品への表示を行うための相当期間の準備作業が必要となります。そのため義務化を導入、実施するにあたって例えば 2 年から 3 年程度の十分な準備期間の設定をお願いいたします。
- ⑥ 2 点目は表示値から実測値が乖離した場合の是正措置、罰則等についてです。義務化実施後の実測値が許容幅から逸脱した場合の罰則の適用などについては、表示の義務化開始時から一定期間猶予するなどの経過措置を行うことを要望します。事業者においては栄養成分含量の安定化に努めますが、加工食品では賞味期限の長いものは数年に及び、併せて微量成分の製造の安定化には時間を要する場合もあるため、事業者とりわけ中小事業者の事業に直ちに大きな影響を及ぼすことのないよう、慎重な対応を要望いたします。

以上